

更生訓練に係る費用の助成



❁ 内容

就労に係る更生訓練等を受ける障がい者に訓練に係る経費の一部を助成するもの。

❁ 支給対象者

障害者総合支援法第5条第13項に規定する自立訓練又は同条第14項に規定する就労移行支援を受けている人で、かつ、生活保護受給者又は支給決定を受けた者の属する世帯が非課税世帯で、かつ前年の収入の額（更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額）から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下の方

❁ 支給額

自立訓練	訓練に従事した日が月 15 日以上の場合	6,300 円（月額）
	〃 未満の場合	3,150 円（月額）

就労移行支援	訓練に従事した日が月 15 日以上の場合	3,150 円（月額）
	〃 未満の場合	1,600 円（月額）

通所のための経費 支給対象者の当該月の交通費